ダ　石川県野々市市、石川県自動車販売店協会石川県金沢市、石川県自動車販売店健康保険組合　石川県金沢市、相互自動車商事株式会社石川県金沢市、石川県自動車販売店厚生年金基金　石川県金沢市、株式会社トヨタレンタリース石川　石川県金沢市、株式会社ホンダカーズ石川　石川県金沢市、株式会社ホンダサロン石川　石川県金沢市、トヨタエルアンドエフ石川株式会社　石川県金沢市、株式会社マツダモビリティ北陸　石川県金沢市、株式会社日産プリンス金沢　石川県金沢市、トヨタ部品石川共販株式会社　石川県金沢市

4．解散理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成28年９月６日

平成 28 年 9 月 20 日

石川県金沢市入江３丁目134番地

石川県自動車販売店厚生年金基金

理事長　岡田　喜一

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、平成26年経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．代表清算人氏名　岡田　喜一

2．住所　石川県金沢市入江３丁目134番地

平成 28 年 9 月 20 日

石川県金沢市入江３丁目134番地

石川県自動車販売店厚生年金基金

理事長　岡田　喜一

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年８月25日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 28 年 9 月 20 日

香川県高松市香西東町278番地の1

四国三県自動車整備厚生年金基金

代表清算人　向井　幸司

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年８月25日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　向井　幸司

2．住所　香川県高松市香西東町278番地の1

平成 28 年 9 月 20 日

四国三県自動車整備厚生年金基金

公 示 送 達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による新座都市計画事業新座駅南口第２土地区画整理事業に係る平成28年７月29日付換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成 28 年 9 月 20 日

新座都市計画事業

新座駅南口第２土地区画整理事業

施行者　新座市

代表者　新座市長　並木　　傑

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　埼玉県新座市野火止六丁目２番19号

氏名　松本　敏夫

住所　埼玉県新座市野火止七丁目７番17号

氏名　町田八重子

住所　東京都新宿区西新宿七丁目１番11号共栄ビル７階

氏名　増田　和光

住所　東京都板橋区成増二丁目17番３号

氏名　豊建設株式会社

住所　東京都練馬区石神井町七丁目１番３号Tビル３F

氏名　株式会社埼光物産

住所　東京都豊島区西池袋三丁目１番13号

氏名　東京ファンド株式会社

住所　東京都渋谷区渋谷一丁目13番５号

氏名　株式会社アーニングジャパン

2　通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により、新座都市計画事業新座駅南口第２土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

（教示）

1　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に新座市を被告として（訴訟においては新座市を代表する者は新座市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

なお、別紙の掲載は省略し、それらを新座市野火止六丁目２番10号新座駅南口第２土地区画整理事務所の掲示場所において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

札幌市北区北七条西六丁目一番地一　チユリス札幌第２　二〇二号室

代表清算人　河野　明美　株式会社こっち側

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に以内債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

岩手県盛岡市永井一〇地割一八七番地八

清算人　有限会社ヨシ太郎　水野眞太郎

解散公告

当組合は、平成二十八年八月二十九日開催の総会の決議により、平成二十八年八月三十一日付けで解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

岩手県一関市樋渡二五番一号

清算人　勝股　奮彦　一印一関青果商協同組合

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に以内債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十日

宮城県仙台市青葉区木町通一丁目八一一　四一三〇三号

代表清算人　新井　利男　株式会社ハム・クリエート